

松福障第42号
令和6年4月5日

指定障害者支援施設の長
指定障害福祉サービス事業所の長 様

松本市障がい福祉課長

令和6年度障害福祉サービス等処遇改善計画書の提出について（通知）

日頃より障害福祉の推進にご協力いただき、厚く御礼申しあげます。

標記の件について、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定については、障害福祉サービス等処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月26日付け障障発 0326 第4号及び支障第86号）に基づき、下記により計画書を提出してください。

記

1 提出書類

(1) 必ず提出が必要なもの

	一括で作成可能な事業所数等	提出書類
①令和5年度に処遇改善加算等を算定しておらず、令和6年度から新規で処遇改善加算を算定する事業者	・ 1様式で原則1事業所まで ・ 6月以降、新加算Ⅲ・Ⅳを算定する場合は活用（新加算Ⅰ・Ⅱを算定する場合や、令和6年度中に加算区分を変更する場合は、③と同じく別紙様式2を用いる）	・ 別紙様式7
②一括で申請する事業所数が10以下の事業者	・ 1様式で10事業所まで	・ 別紙様式6
③上記以外の場合	・ 1様式で原則100事業所まで ※100事業所以上は最大1,200事業所まで対応した様式で作成	・ 別紙様式2

(2) 該当する事業者のみ 提出が必要なもの

ア 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

※ 令和5年度と異なる区分の加算を算定する場合及び令和6年度から新たに加算を算定する場合のみ提出が必要

イ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

※ 令和5年度と異なる区分の加算を算定する場合及び令和6年度から新たに加算を算定する場合のみ提出が必要

ウ 特別な事情に係る届出書（別紙様式5）

※ 対象職員の賃金水準を引き下げたうえで賃金改善を行う場合のみ提出が必要

2 提出期限

(1) 提出期限

令和6年4月15日（月） <郵送の場合は4月15日 消印有効>

- ※ 令和6年4月又は5月から加算を算定する場合（令和5年度から引き続き算定する場合を含む。）は、期限までに提出してください。
- ※ 提出期限後も随時受け付けますが、届け出た月の翌々月から加算が算定されます。

(2) 提出方法

1部（郵送または持参のみでお願いします。）

- ※ 同一法人で障害者総合支援法に基づく事業所及び児童福祉法に基づく事業所の両方の事業所の指定を受けている場合は、各担当課へ（1部ずつ）提出してください。

(3) 留意事項

- ア 令和6年度計画書の様式が変更になりましたので、最新の様式を使用してください。
- イ 複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へ提出してください。
- ウ 例年、提出書類不足や数字が一致しないエラーが多くありますので、十分に確認をお願いします。
- エ ご質問がある場合は、厚生労働省が設置している「福祉・介護職員等処遇改善加算等厚生労働省相談窓口」（電話：050-3733-0230【受付時間：午前9時から午後6時まで（土日含む）】）までお問い合わせください。

4 各種様式について

計画書の様式は、改定後の新様式で作成してください。

過去の通知や新様式等は、松本市ホームページに掲載していますので、確認してください。

【松本市ホームページ】

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/61/1898.html>

【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/minaoshi/index_00007.html

送付先及び問い合わせ先

【障害者総合支援法関係】

松本市健康福祉部障がい福祉課

（課長）西村 恵美

（担当）栗田 佳樹、柳沢 茉歩

住所 390-8620 松本市丸の内3番7号

電話 0263-34-3000（内線2548）

FAX 0263-36-9119

mail s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp